

# 5月の処方箋

5月の処方箋

## 10万円取り戻すのに8カ月！

自宅に布団販売業者が来て、夫が出掛けた際に勝手に居間に上がりこみ、15万円の羊毛敷布団を勧められた。断ったが「今使用している綿の敷布団では、せっかくの羽毛掛け布団が痛む。15万円を10万円に値引きする」と言われ、仕方なく、布団を買い、現金で10万円支払った。地元の布団屋に尋ねたら羽毛ふとんが痛むはずがないと言われた。騙されたので解約し、10万円を取り戻したい。

(70歳代 女性)



### <相談の経緯>

センターが布団販売業者に販売方法の問題点を指摘したところ、非を認め、現金書留で返金する約束となった。しかし、約束の期日になっても書留郵便は届かず、センターから電話をするが呼び出し音は鳴るが出ない。他府県のため様子が一切わからず、県の業者指導担当者に情報提供したところ、明らかに法律違反があり他にも多数の苦情があるので行政指導を行うこととなった。その結果、センターからの電話に応じ、その間8ヶ月かかったが無事に10万円が返金された。

### 『行政指導・処分』とは



国だけではなく都道府県には、特定商取引法にもとづき明らかに法律違反を行った業者に対し、再発防止のため業務内容の改善指導や、更に改善が行われなかったり、極端に悪質なケースでは業務停止等の罰則を課す権限があります。また消費生活条例を持つ自治体では、条例に基づき、法律違反があった業者の名称を公表することが可能です。



### 玄関・お口・財布にチャック！



ホットちゃん

しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話：0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話：0796-23-1999